



2015年10月1日

事務所ニュース Vol.203

最低賃金改定のお知らせ

本年度も、ほぼ全ての都道府県において最低賃金額の改定が行われます。

改定された地域別最低賃金額は、都道府県労働局長による決定の公示により、大阪は10月1日、その他の都道府県においても10月から順次効力を生じます。

平成27年度地域別最低賃金額表

都道府県名	最低賃金時間額 (円)	引き上げ額 (円)	発効年月日
大阪	858 (838)	20	平成27年10月1日
京都	807 (789)	18	平成27年10月7日
兵庫	794 (776)	18	平成27年10月1日
奈良	740 (724)	16	平成27年10月7日
和歌山	731 (715)	16	平成27年10月2日
滋賀	764 (746)	18	平成27年10月8日

※括弧内は平成26年度地域別最低賃金額

最低賃金は、臨時・パートタイマー・アルバイト等を含むすべての労働者に適用されます。最低賃金には「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。

*ただし、次の方は「産業別最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。

1. 18歳未満又は65歳以上の方
2. 雇入れ後3月未満の技能習得中の方
3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する方

最低賃金の対象となる賃金は、以下の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ①精・皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）、⑤臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、⑥時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

***最低賃金額に違反した場合は罰せられることがありますので、ご注意ください。**

平成27年10月に改正する社会保険適用事務のお知らせ

○同月中の被保険者資格取得と喪失に関する保険料の取扱いが変わります。

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除きます。）の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありましたが、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納め、厚生年金保険料の納付は不要になります。

例えば、9月1日入社、9月13日に退職した場合、今までは9月分給与から厚生年金保険料を控除していましたが、10月1日入社、10月13日に退職した場合、10月分給与から厚生年金保険料を控除する必要がなくなりました。10月1日以降、該当する被保険者が在籍していた事業所様には年金事務所から連絡がきますので、厚生年金保険料を控除してしまった場合はご本人様に返金する事になります。

*健康保険料・介護保険料につきましては、今まで通り控除が必要です。



マイナ de 社労夢 CL (Client) のご案内

平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度において、事業所様では従業員様の給与に関する所得税関連帳票（源泉徴収票、扶養等控除申告書など）に従業員様のマイナンバーを印字する必要があります。又社外の個人への支払いにおいても支払調書にマイナンバーが必要になってきます。

そこで、以前マイナンバー取得代行サービスでご案内させていただきました(株)エムケイシステムから、社労士事務所（当事務所）が事業所様の従業員様のマイナンバーをセキュアな環境で保護管理することが可能となる、マイナンバー管理システム「マイナ de 社労夢」に加え、事業所様における税務関連帳票へのマイナンバーの印字ニーズに対応するためのシステム「マイナ de 社労夢 CL (Client)」の提供が平成27年11月より開始されます。

「マイナ de 社労夢 CL (Client)」は当事務所も提供を受けています「社労夢」関連システムとのAPI連携のほか、直接入力や他社システムからデータの取り込みが可能であり、事業所様の環境に柔軟に対応するシステムで安価にて導入して頂けます。

*詳細は「マイナ de 社労夢 CL (Client)」のホームページ (<http://www.mks.jp/mynumber-cl/>)
又は別紙（概略）をご覧ください。

○当事務所からのお知らせ

・平成27年度 労働保険料第2期分の納付について

労働保険料第2期分納付期限が振替の事業主様は10月13日（火）、口座振込の事業主様は11月2日（月）、となっております。今一度ご確認下さい。

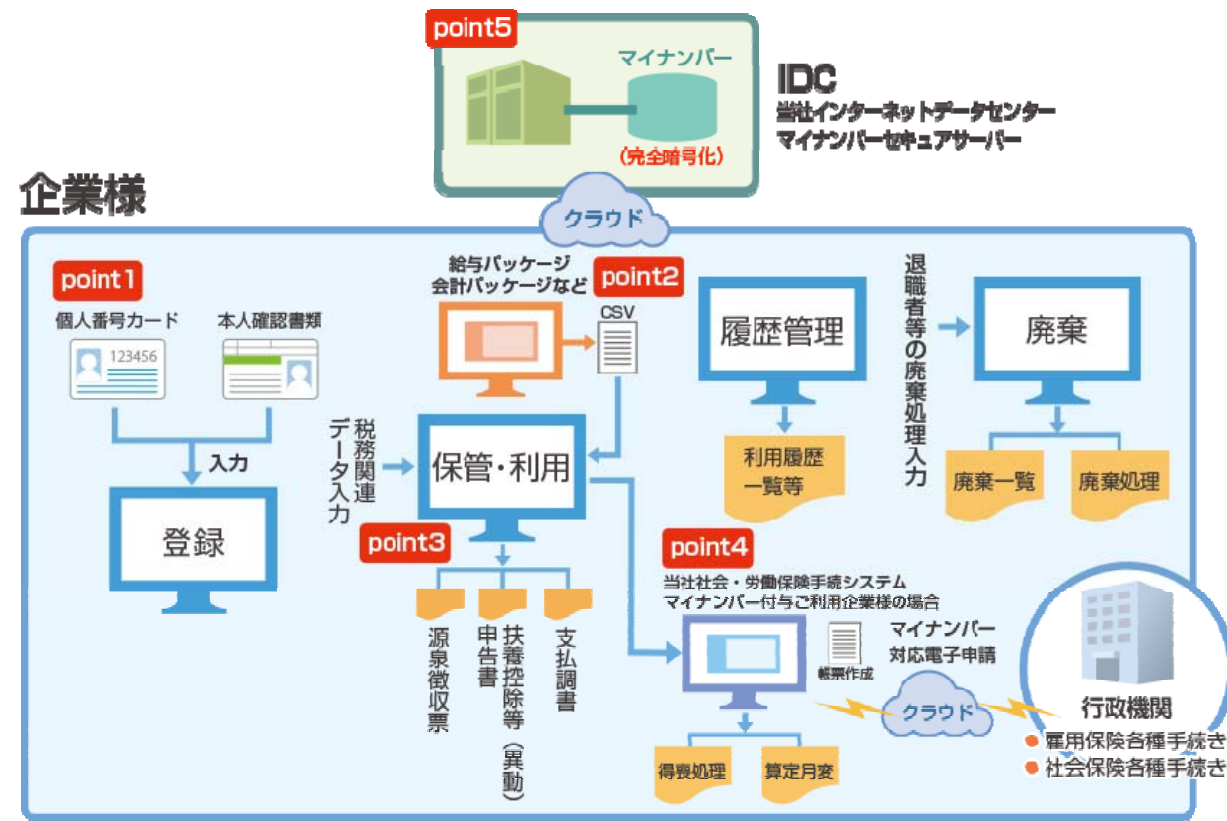
後記

今年は残暑も短く、秋の訪れが早いように思われますね。

いよいよマイナンバー制度が始まります。まだまだ世間に浸透していないマイナンバー制度。当事務所もバタバタしそうですが、これからもスタッフ一同頑張りますのでよろしくお願い致します。(H)



マイナ de 社労夢 CL の概念図

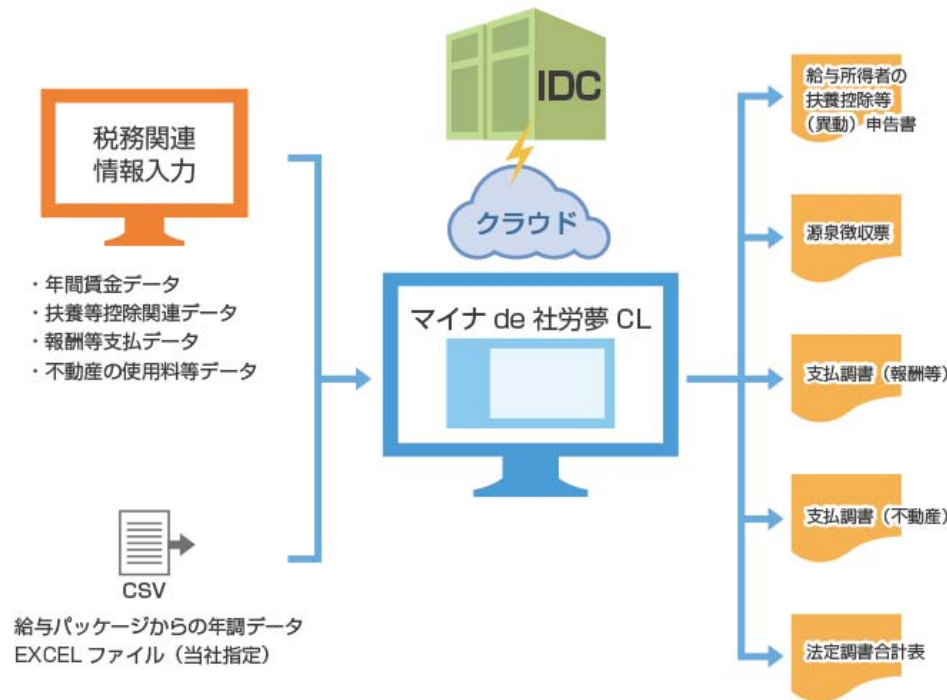


Point1

「個人番号カード」と「本人確認書類」で簡単にマイナンバーの登録が行えます。また CSV ファイルで一括登録を行うこともできます。また、「本人確認書類」をイメージファイルとして保存できます。また、オプションの「マイナンバー取得代行サービス」(※) を使えば社員のマイナンバーを外部業者を使って簡単に収集が可能になります。
 ※現在受付は行っていません。受付再開時期等は未定です。

Point2

現在お使いの給与パッケージソフトからエクスポートした年末調整データを CSV ファイルでインポートすれば源泉徴収票などの税務関連帳票にもマイナンバーを付与できます。

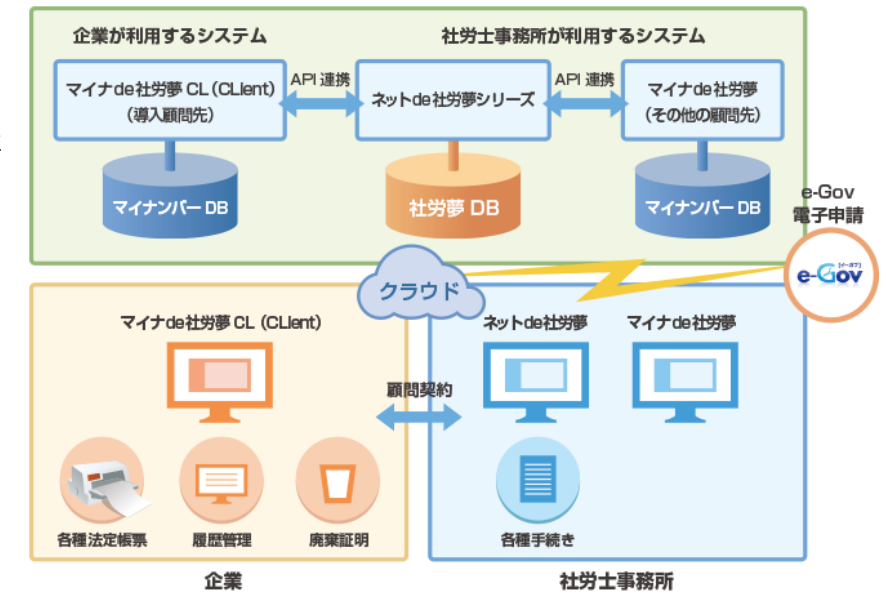


Point3

月別賃金や扶養控除などのデータを直接入力して源泉徴収票の作成も可能です。また社外への不動産の利用料や講師料を支払った場合は支払調書の作成が可能です。

Point4

当事務所が使用する「ネット de 社労夢」と社会保険・労働保険などの書類でマイナンバーを共有利用ができます。



Point5

500 万人の被保険者の個人情報をも完全セキュアに管理する最高レベルのインターネットデータセンターに設置したサーバー群により、マイナンバーを利用エリアと完全に隔離して運用出来ます。クラウドだから実現できる安全管理措置への準拠です。

費用

【初期設定費用】 30,000 円 (+税)

【月額利用料金】 社員数により料金が変わります。下記料金表をご参照下さい。

契約人数	月額基本ライセンス	月額追加ライセンス
30 人まで	1,500 円 (+税)	750 円 (+税)
31 人～50 人まで	2,400 円 (+税)	1,200 円 (+税)
51 人～100 人まで	4,500 円 (+税)	2,250 円 (+税)
101 人～200 人まで	8,000 円 (+税)	4,000 円 (+税)
201 人～300 人まで	10,000 円 (+税)	5,000 円 (+税)
301 人～500 人まで	14,000 円 (+税)	7,000 円 (+税)
501 人～1,000 人まで	18,000 円 (+税)	9,000 円 (+税)
1,001 人～	1,000 円 (+税) / 100 人	500 円 (+税) / 100 人

お申し込み

- マイナ de 社労夢 CL(Client)のお申込み、ご不明な点がございましたら、当事務所までお問合せ下さい。



中田谷社会保険労務士事務所
労働保険事務組合 豊能労務協会
労働保険事務組合 十三労務協会
マイナンバー Tel 06-6394-1762 / 06-6392-6103
 FAX 06-6394-1774